算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅰ

$A = (a - b - \alpha) / \{b \times (-0.222)\}$

$(a - b - \alpha) / b$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a　平成26年から平成30年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（指定都市にあつては、平成29年４月１日現在及び平成30年４月１日現在の職員数については、県費負担教職員に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数とする。）（平成５年４月２日から平成30年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成５年４月２日から平成30年４月１日までの間に加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。）が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。）が一部事務組合等を脱退（地方自治法第286条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。）若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（２以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合計した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、$a_1 \times a_2$、$a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があると

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅰ

$A = (a - b - \alpha) / \{b \times (-0.222)\}$

$(a - b - \alpha) / b$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a　平成25年から平成29年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（指定都市にあつては、平成29年４月１日現在の職員数については、県費負担教職員に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数とする。）（平成５年４月２日から平成29年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成５年４月２日から平成29年４月１日までの間に加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。）が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。）が一部事務組合等を脱退（地方自治法第286条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。）若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（２以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合計した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、$a_1 \times a_2$、$a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があると